地方消費者行政活性化シンポジウム

2009

2009年6月19日。

主 催/全国消費者団体連絡会 場/TKP田町ビジネスセンター 3階 ホール3A 参加者数/106名

いよいよ消費者庁設置関連3法が成立し、9月には消費者庁が設立されます。消費者庁設置法にも、地方消費者行政の充実に関する多くの附則・附帯決議がつけられました。また、09年度補正予算でも、さらなる地方消費者行政充実のために基金110億円が上積みされることも決まっています。今回のシンポジウムは、「消費者庁設立後の地方消費者行政充実強化のために、消費者団体は何ができるのか」を目的に、各都道府県における「地方消費者行政活性化計画」や消費者団体の活動の現状を共有し、活動のこれからを参加者の皆さんと考えました。



第1部は「現在までの「地方消費者行政支援策」と今後の課題について」の説明と、今回事前に調査した 消費者行政活性化計画に関するアンケートから、特徴的な消費者団体の取り組みの報告、第2部は「消費者 庁設立後の地方行政充実強化のために、消費者団体は何ができるのか」と題し、埼玉県県民生活部消費者 団体主査 檜山志のぶさんをお招きして、消費者団体の皆さんとパネルディスカッションを行いました。

オープニングには、遠方のとある町の消費者被害に遭われた(?)おじいさんとおばあさんからの応援メッセージもあり、楽しいながらも充実したシンポジウムとなりました。

第1部 報告

1. 現在までの「地方消費者行政支援策」と今後の課題について 弁護士 池本 誠司さん

消費者庁関連3法案成立から地方消費者行政の活性化「地方消費者行政支援策」、平成21年度補正予算からの110億円を追加交付にいたるまでの流れと、現在の状況、今後の課題を報告されました。

活性化交付金は相談員を増員する人件費に利用できない、3年間限定の交付金のため、4年目以降に財政 負担を残す拡充策は実施できない等、使いにくいという声も多くあがっている。今後の取組課題として、 県・市町村の首長・議員・消費者行政担当課に向けて、追加交付金を含めた活性化計画の策定内容につい て消費者団体から要望してほしい。

2. 消費者行政活性化計画に関するアンケートから

I 埼玉県:消費者行政充実埼玉会議 清水 謙作さん

政府の消費者行政一元化の議論に対し、消費者主役の新行政組織を実現すること及び地方消費者行政の充実・強化を併せて推進することを求め、「消費者行政充実埼玉会議」を設立し、消費者団体及び関係団体の情報交換を行っている。消費生活関連事業調査、消費者問題に対する消費者団体と専門家団体との連携、署名活動、消費者団体の学習会への講師派遣、県内消費者団体との交流など。行政とも良好な関係が続いている。今後の取り組みの重点課題は、消費者団体の育成・支援、適格消費者団体NPO法人埼玉消費者被害をなくす会を軸としての活動・マスコミとの関係強化、消費生活相談員が抱える問題の解決などがある。

Ⅱ 千葉県:消費者行政充実ネットちば 山田 多恵子さん

消費者行政充実ネットちばは、消費者・生活者の視点から千葉県内のあるべき地方消費者行政について議論 し、活動していくため、県内の様々な団体個人が集まったネットワーク組織として、設立。シンポジウム・集 会・学習会等の開催、街頭宣伝・署名活動、国会・地方議会及びそれらの議員、地方自治体への要請、消費者 行政に関する調査研究を行っている。

Ⅲ 大阪府:全大阪消費者団体連絡会 飯田 秀男さん

1 「続・大阪府内市町村の消費者行政調べ」の活動から

調査は、2008年6~9月。報告書が09年2月に完成調査時に調査票を市町村窓口に届けたのと同様に、 報告書を窓口に届けて可能な限り懇談。過半数を訪問。

2 09年度府内「市町村の消費者行政に関するアンケー ト活動等から

補正予算に関わる事業を中心にして具体的な取り組み内 容を知るために5月にアンケート調査を実施。6/17現在、 31市町村から回答。補正予算が組まれていることから、今 後、計画修正を図る市町村もある。

活性化計画の中で、新規に、PIO-NET端末を設置しよう とする市町村が10市町村。これらの市町村は3年以内に相 談窓口を週4日以上の体制に強化していく。



Ⅳ 山口県:山口県消費者団体連絡協議会 中山 光江さん

1975年7月、設立。活動は、消費者大会・大会決議内容について県行政要請活動の継続。1999年より対 県要請を消費者大会と切り離し11月に実施、アンケート調査や構成団体の活動等をベースに要請活動を行 っている。

1 自治体消費者行政調査

全国消団連調査で県の実態はつかめたが、市町村が不明。そこで、2002年から全市町村へ調査票を送 付。埼玉県消団連の調査用紙を元に調査票を作成し、開始。

2 地方消費者活性化基金の取組み

2009年2月、消団連・地消連・生協連・コープやまぐちの4者で要望書を県知事に提出

3 今後の取組み

山口県から消団連へ「消費生活相談員」要請のための研修事業の依頼があり、生協・弁護士・司法書 士・行政書士等に呼びかけ、NPO法人を立ち上げ準備に入った。7月下旬、設立総会予定、11月から研 修事業を開始。当面は、研修事業を行いながら、啓発活動に取組む。将来的には、被害相談に対応する ことを視野に入れ体制を作る。

V 鹿児島県:鹿児島県生活協同組合連合会 平田 優さん

「消費者ネットワーク鹿児島」2008年11月、生協・弁護士・司法書士・相談員等で設立。 2008年度、宮城県生協連のアンケート用紙をベースに調査票を作成し、「消費者被害相談業務等に関する アンケート」調査を初めて実施実施。結果を元に、要望書を各市町村長へ提出した。2009年6月10日には、 鹿児島県生活文化課と県生協連・消費者ネットワーク鹿児島の意見交換会を開催。

1 県の動き

基金318百万円 09年度予算8700万円の予定。09年度は市町村の事業で4800万円、県の事業で3800万 円。基金318百万円は、鹿児島県としてはめいっぱいの金額。

- メニュー案 ①消費生活センター機能強化事業 ②消費生活相談スタートアップ事業
 - ③消費生活相談員要請事業
- 4 消費生活相談員等レベルアップ事業
- ⑤消費生活相談窓口高度化事業 ⑥消費者行政活性化オリジナル事業

第2部 パネルディスカッション

「消費者庁設立後の地方消費者行政充実強化のために、消費者団体は何ができるのか」

パネリスト 埼玉県県民生活部消費者団体担当 主査 檜山志のぶ さん

奈良の消費者行政を考える会 仲宗根迪子 さん

消費者主役の新行政組織実現神奈川会議 弁護士 城田 孝子 さん

コメンテーター 弁護士 池本 誠司 さん

コーディネーター 全国消費者団体連絡会 事務局長 阿南 久

1. 埼玉県内の状況について 檜山さん

県レベルでは「消費者行政」が行政分野のひとつとして認識されるようになったが、市町村には、まだ、そのような認識が及んでいないと感じる。消費者行政は片手間の仕事である市町村も多い。特に、町村は職員が少なく、一人の職員がいろいろな業務に携わっており、負担も大きい。しかし、住民にもっとも身近な市町村の消費者行政の充実は不可欠であり、この3年間で意識を変えていただくように働きかけていかなければならない。

また、消費者行政活性化基金の活用であるが、様々な条件が付されているために、地方にとって使いにくいものとなっている。 国の交付要綱では、1年間に使うことのできる基金の額は、県と市



町村の消費者行政予算に係る一般財源の額を超えてはいけないこととなっている。埼玉県には20年度補正(150億分)で6億円が交付された。21年度補正(110億分)分は、4億円を申請する予定である。併せると10億円の基金になる。埼玉県の(県と市町村を合わせた)1年間の消費者行政予算が概ね4億円なので、21年度分(半期分)2億+22年度分4億十23年度分4億で10億円と、めいっぱいの額となっている。せっかく総額260億円が消費者行政活性化のために予算化されたのであるから、有効に使いたいがこれ以上使えない。人口の少ないところはもっと使いにくいだろう。また、メニューごとにも限度額が設定されており、これも基金の活用の妨げとなっている。

県は、国と市町村との通訳のような役割だと考えている。例えば、国が、基金を活用して消費生活相談窓口の機能強化を図ることができると言っても、そもそも相談窓口のない市町村は、何を強化してよいかわからない。そこで、相談窓口に必要な物、あると役立つ本や機器の名前を挙げた一覧表「お買い物リスト」を作り、市町村に配布するなどした。県としては、市町村に基金を活用していただくために、できる限り支援をしていかなくてはならないと考えている。

また、市町村の相談窓口開設日数の増も進めている。職員対応でよいので日数を増やしてほしいとお願いしている。そのため、県では基金を活用し、市町村職員向けの研修を実施する予定である。職員が相談に関する知識を身につけることは、開設日数の増につながるだけでなく、職員が窓口対応することにより相談員が研修に参加しやすくなったり、職員と相談員が知識を共有をすることにより相談員のサポートもできると考える。

現在、週4日以上開設している市町村は、70市町村のうち24市。3年後の24年度には40市25町に増える予定である。

2. 奈良県の現状について 仲宗根さん

奈良の消費者行政を考える会の会議に、県の消費生活センターの職員にオブザーバーで入ってもらっている。消費者団体だけでは行政の実情を踏まえない議論になるおそれもあり、行政の人と目線を合わせながら提言を進めていきたいと思っている。

奈良県では、生駒市だけが消費者保護条例をもっている。他の市町村でも策定し、市民に示してもらいたい。市町村消費者行政調査を行ってみて現在問題に感じているところは、県内39市町村の格差。県からの市町村への説明会も3回行われ



たが、市町村の職員の理解がなかなか進んでいない。

相談窓口開設は週1がほとんど。増設しようとしても人がいない。行政が相談員に丸投げしている面もあり、消費者行政対する認識の低さを感じる。

3. **神奈川県の現状について** 城田さん

県の様子を聞くと、取り崩しの際の1/2ルール(取り崩す際、 県と県内市町村の消費者行政予算の合計額の2分の1を上回らない額を限度とする)があるので、基金を申請・交付されても 使いこなせないとのこと。そこで、行政に出向き、メニュー を提案する活動を行っている。実際に5月の連休明けから、 県下の市町村消費者行政担当訪問をはじめた。33市町村のう ち17市町村の第1次訪問を完了。各市町村の消費者行政の実 状を聞き取り、各自治体の担当者との顔つなぎをするのが目 的。これを機に継続して訪問を行い、意思疎通を図りたい。



4. 質問・意見

*静岡県消費者団体連盟 小林さん

地方消費者行政活性化計画について、市町村の理解度が不足している。

説明会などでは、消費者団体には声がかからない。今回の地方消費者行政活性化計画では、消費者団体への補助はあるのだろうか?

- ⇒ 今は直接には無理だが、消費者教育・啓発事業などで、行政と一緒に取組んだり事業を委託されたり することであれば、今回の基金でも十分使える。
- ⇒ 団体の経常的なお金に充てることはできないが、調査委託する等の使い方ならできるのでは。6月末には、新しい交付要綱が出る予定。

*宮城県生活協同組合連合会 加藤さん

相談窓口のない自治体の住民が、何を困っているのかが、その自治体の担当者にはわからないのが現状だ。したがって、計画案もなかなか挙がってこない。

今回の活性化計画の中に未然防止がない。国にその考えが足りない。宮城県では一般の県民を巻き込んで、消費者事故対策や地域での消費者被害を防ぐために防犯パトロールのような考えを持ち込んだ「消費者サポーター」の養成を要請している。市町村の行政の人では思いつかないような暮らしの豆知識やアイディアを教えてくれる良い協同関係ができるとよいのでは。

*岩手県消費者団体連絡協議会 金子さん

のよい形に、と、全国で意見をまとめ出したい。

今後の要望を県に提出している。県との懇談の前では県民相談も含めた市の相談窓口は、4市だったが、4.5市に増えるようだ。自治体は活性化計画を活用しようと思っても不透明で、怖くてとても踏み出せない。国に対して、・人件費が使える・3年以上の期間の延長・使い勝手

*池本さん

6月末には、新たに交付要綱が出される。これからは、 消費者団体・連絡会の会議の場に県の方にオブザーバーで 参加してもらうことは必須。県民を巻き込んで消費者団体 のリーダーを育てたり、県や市町村の職員を増やすことも 大切。

*全国消費者団体連絡会 阿南事務局長

まずは、本日の議論や資料を参考に、各地で論議を行い、ぜひ各都道府県への働きかけを進めてください!

